**旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告**

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称
　ワールドエクセレントジャパン株式会社
二、住所　東京都港区麻布十番一丁目七番一一号
三、代表者　代表取締役　皆川　治枝
　右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
　一般社団法人日本旅行業協会
　平成二十九年三月二十七日
　東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
　一般社団法人日本旅行業協会
　会長　田川　博己

**債権申出の公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月二十七日
　神戸市中央区布引町二丁目四―一〇
　財団法人広岡コレクション記念財団
　代表清算人　廣岡　信重

**前橋市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　前橋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　前橋市営住宅設置条例（昭和三十九年前橋市条例第六十一号）第二条別表第一に掲げる市営住宅
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十二年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十七日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　石井　久雄

**太田市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　太田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　太田市営住宅条例（平成十七年三月二十八日太田市条例第二百二十五号）第三条別表第一に掲げる市営住宅
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十七日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　石井　久雄

**高崎市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年高崎市条例第六十二号）第三条第二項別表第一に掲げる市営住宅
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十七日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　石井　久雄

**富岡市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　富岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　富岡市市営住宅設置条例（平成十八年富岡市条例第百六十四号）第二条別表に掲げる市営住宅
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十七日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　石井　久雄

**桐生市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告**

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　桐生市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
　群馬県住宅供給公社
二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
　桐生市市営住宅条例（平成十七年五月十三日桐生市条例第五十八号）第三条第二項別表のうち東一丁目団地、特定賃貸住宅、駅南ハイツ、梅田ハイツ、新宿ハイツ、前田原定住促進住宅、柏山定住促進住宅を除く市営住宅
三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
　平成二十九年四月一日から
　平成三十四年三月三十一日まで

平成二十九年三月二十七日
　群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
　群馬県住宅供給公社
　理事長　石井　久雄

## 第55期決算公告

2017年3月27日　東京都中央区銀座七丁目5番5号
**資生堂プロフェッショナル株式会社**
代表取締役　兵沢　清美

**貸借対照表の要旨**　（2016年12月31日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 4,943 | 流動負債 | 2,372 |
| 固定資産 | 470 | 固定負債 | 1,133 |
| 有形固定資産 | 32 | **負債合計** | **3,506** |
| 無形固定資産 | 59 | 株主資本 | 1,907 |
| 投資その他の資産 | 377 | 資本金 | 250 |
| | | 資本剰余金 | 256 |
| | | 資本準備金 | 256 |
| | | 利益剰余金 | 1,401 |
| | | 利益準備金 | 52 |
| | | その他利益剰余金 | 1,348 |
| | | （うち当期純利益） | （24） |
| | | **純資産合計** | **1,907** |
| **資産合計** | **5,413** | **負債・純資産合計** | **5,413** |